

別紙 1

資金運用の方法について

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「当法人」という。）における資金運用の方法については、次のとおりとする。

1 資金運用の方法

次のいずれかの金融商品により運用を行う。

- (1) 大口定期預金
- (2) 譲渡性預金
- (3) 国債
- (4) 地方債
- (5) 政府保証債
- (6) その他総務省令で定める有価証券（地方独立行政法人法第43条第1項）
※以下、(1)・(2)の金融商品をまとめて「預金」と、(3)・(4)・(5)・(6)の金融商品をまとめて「国債等」という。

2 運用の金融商品、期間、金額及び回数

- (1) 金融商品
その都度、当法人が指定する金融商品とする。
- (2) 運用期間
その都度、当法人が指定する期間とする。
- (3) 運用金額及び運用回数
運用金額は、1回当たり1千万円以上とする。
運用回数は、年間複数回実施する。
1社当たりの運用上限額は、20億円とする。

3 選定方法

- (1) 預金の場合（運用先金融機関の選定）
入札により、最も高い運用収益額（以下「最高収益額」という。）を提示した1社を運用先の金融機関として選定する。
ただし、最高収益額を提示した金融機関が2社以上ある場合には、次の順により運用先金融機関を選定する。
 - ア 入札時点で当法人における運用実施額の少ない金融機関とする。
 - イ 当法人において、本選定業務に関係しない職員の立ち会いのもと、

厳正な抽選により運用先を選定する。

(2) 国債等の場合（運用商品の選定と購入先金融機関の選定）

ア 既発の国債等の場合

金融機関が提案する運用商品により、当法人にとって最も有利であると判断した運用商品を選定し、その運用商品を提案した金融機関を購入先として選定する。

なお、提案された運用商品が同等の場合には、本選定業務に関係しない職員の立ち会いのもと、厳正な抽選により購入先の金融機関を選定する。

イ 新発の国債等の場合

当法人が国債等の銘柄、金額を選定し、取扱が可能な金融機関に購入を依頼する。

なお、取扱が可能な金融機関が複数ある場合は、原則として各金融機関へ金額を均等に依頼する。

4 入札、提案及び依頼の実施方法

(1) 資金運用取引金融機関登録申請書を提出できる金融機関は、九州に本店または支店を有する金融機関であることとする。

(2) 資金運用取引金融機関登録申請書により登録されている者に対し、当法人から①資金運用の方法②運用金額③運用期間④入札、提案又は依頼結果報告の締切日時等を当法人から通知する。

なお、当該通知は、FAXにより行う。

(3) 次の事項に該当する者は、資金運用取引金融機関から抹消する。

ア 入札、及び提案前提出書類に虚偽の事実を記載した者

イ 入札、及び提案の時点において令和5年10月10日付「資金運用取引金融機関の登録申請について」の記1の登録に必要な条件を満たさなくなっている者

平成30年10月4日 制定

平成31年2月5日 一部改正

令和5年9月1日 一部改正

令和5年10月10日 一部改正